



## 避難の際に支援が必要な方は同意確認書の提出をお願いします

### 1. この取り組みについて

#### ① 名簿の作成

平成 25 年 6 月に災害対策基本法が改正され、災害時に自力で避難することが困難で他の人の介助が必要な高齢者や障害のある方などの**災害時避難行動要支援者名簿**を作成することが市町村に義務付けられました。

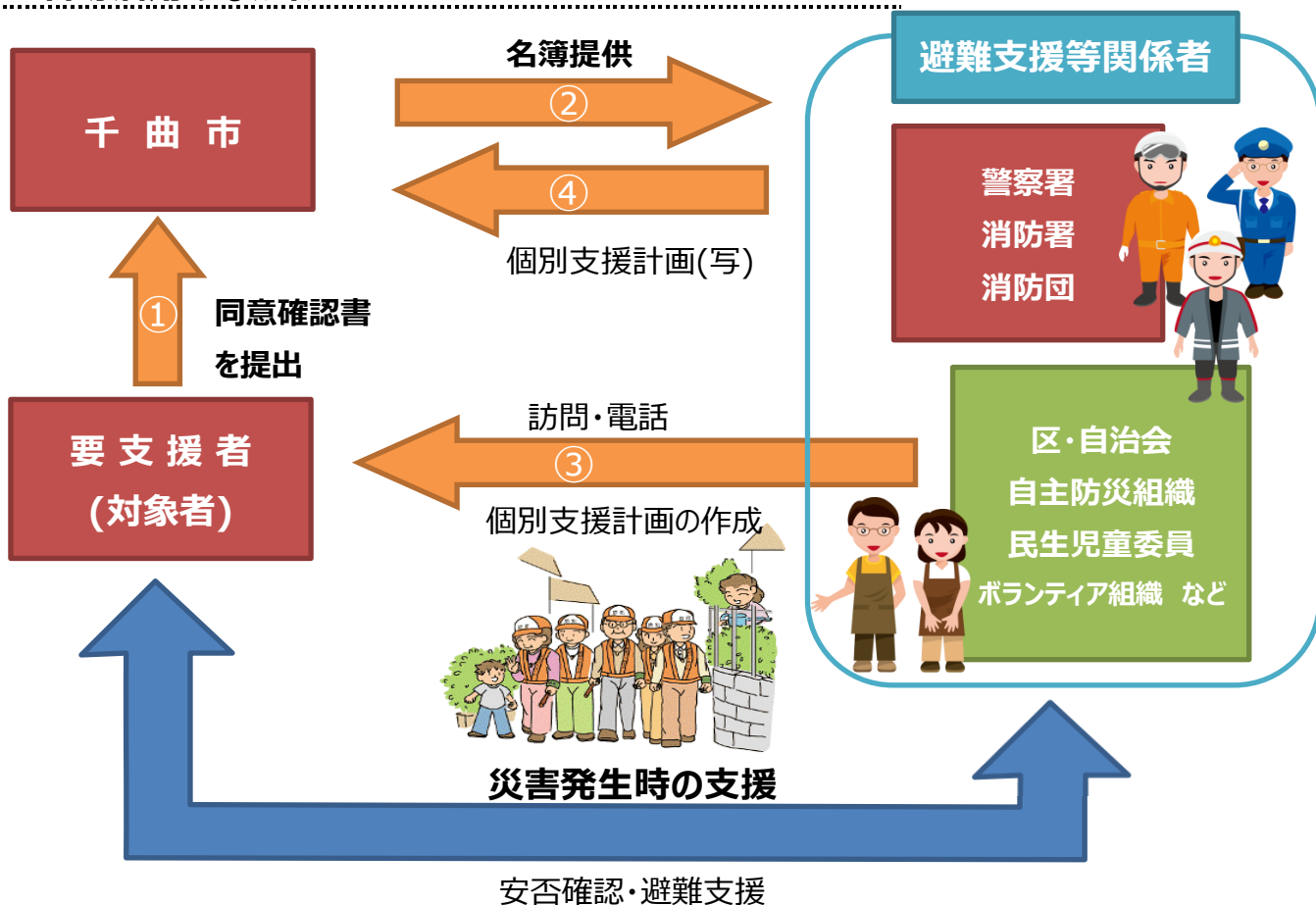
#### ② 名簿の活用

★法改正等を受けて、市では同意確認書の届出をされた方を記載した災害時避難行動要支援者名簿を 関係機関（警察署及び消防署、消防団等）に加えて、地域団体等（区及び自治会、自主防災組織や民生児童委員等）に提供します。

★災害時に避難支援等関係者が名簿登録者の安否確認や避難支援を行うために災害時避難行動要支援者名簿を活用します。

※避難支援等関係者＝名簿の提供を受けた関係機関や地域団体に支援を行う人

### 2. 名簿活用のながれ



※この同意は災害発生時に避難の支援を受けられる可能性を高めるためのものです。

災害時の支援が必ず行われることを保証するものではなく、関係者に義務を負わせるものでもありません。

### 3. 対象となる方

- ① (在宅の) 要介護認定を受けており、介護度が3・4・5に該当する方
- ② (在宅の) 身体障害者手帳1・2級の交付を受けている方
- ③ (在宅の) 療育手帳Aの交付を受けている方
- ④ (在宅の) 精神障害者福祉手帳1・2級の交付を受けている方
- ⑤ (在宅の) 長野県から特定疾患医療受給者証の交付を受けている方
- ⑥ (在宅の) 長野県から小児慢性等特定疾病医療受給者証の交付を受けている方
- ⑦ (在宅の) その他、市が必要と認めた方（登録申出書を提出していただいた方）

①～⑦のうち、災害時に自力で避難することが難しく、地域での支援を希望される方で、支援を受けるために必要な個人情報を避難支援等関係者に提供することに同意される方。

### 4. 届出方法

以下の書類に内容を記入し、返信用封筒にて返送してください。

#### ◆ 同意確認書

※本人による記入が困難な場合は、代理人により記入をお願いします。



### 5. 個別支援計画の作成について

名簿の提供に同意をされた方、一人ひとりの具体的な安否確認や避難支援の方法を検討して**個別支援計画**を作成します。

なお、防災啓発や個別支援計画作成のため、区及び自治会役員等や民生児童委員がご自宅へ電話をかけたり、訪問することがあります。

個別支援計画は、災害時の避難に必要な支援の内容を事前に決めておくことで、避難を円滑・迅速に行うために作成するものです。

### 6. 個人情報の取扱いについて

災害時避難行動要支援者名簿の情報は重要な個人情報です。

情報提供はお住まいの地区の避難支援等関係者のみに提供し、情報提供を受けた避難支援等関係者には名簿情報の管理を徹底するなど、個人情報が漏えいしないよう対策を実施します。



#### ■ お問い合わせ ■

高齢福祉課

026-273-1111 内線 1154 高齢者係

korei@city.chikuma.lg.jp